

人権デューデリジェンス方針書

1. 基本方針

株式会社 美浜工業（以下「当社」）は、国際的に認められた人権（「世界人権宣言」「ILO中核的労働基準」「国連ビジネスと人権に関する指導原則」等）を尊重し、すべての事業活動において人権侵害を引き起こさないことを約束します。また、事業活動やサプライチェーンを通じて人権に負の影響を及ぼす可能性がある場合、その防止・軽減・救済に積極的に取り組みます。

2. 適用範囲

- 本方針は、当社のすべての役員・従業員に適用します。
- 加えて、サプライチェーンを含む取引先・協力会社等に対しても、本方針の理解と遵守を要請します。

3. 人権デューデリジェンスの実施

当社は、以下のプロセスに基づき人権デューデリジェンスを継続的に実施します。

- 人権リスクの特定と評価
- リスクを回避・軽減するための措置の実施
- 実施状況のモニタリングと改善
- 取組内容と成果の社内外への情報開示

4. 救済措置

当社が人権への負の影響を引き起こした、または関与したと認められる場合、適切かつ迅速な救済措置を講じます。救済手段には、社内通報窓口や苦情処理メカニズムを含み、関係者との対話を通じて誠実に対応します。

5. ステークホルダーとの対話

当社は、従業員、地域社会、顧客、取引先をはじめとするステークホルダーと建設的な対話をを行い、人権課題に関する意見を真摯に受け止めます。

6. 教育・啓発

当社は、役員・従業員を対象に人権尊重に関する研修・啓発を定期的に実施し、方針の理解と実践を促進します。また、取引先に対しても必要に応じて啓発活動を行います。

7. 公表と継続改善

本方針は、社内規程として遵守するとともに、社外にも公開し、透明性のある情報発信を行います。また、社会情勢や法規制、国際基準の変化を踏まえ、定期的に見直し・改善を図ります。

2025年9月1日